

7 情報伝達支援

1. 視覚に障がいがある方への情報伝達支援

(1) 点字図書・録音図書・電子書籍・拡大図書の製作・貸出 **視覚**

視覚障がい者のために点字図書・録音図書・電子書籍・拡大図書の製作・貸出を無料で行っていきます。
また、製作・新着図書案内を毎月、点字版・墨字版・音声版（CD・テープ）・メール版で発行し、希望者に送付しています。

申 問 視覚障害者生活情報センターぎふ
TEL 058-263-1310

(2) 点字版・音声版「岐阜県広報」の発行 **視覚**

視覚障がい者のために点字版・音声版（テキストメールを含む）の「岐阜県広報」を毎月発行し、希望者に送付しています。

申 問 県庁広報課
TEL 058-272-1115(直通)

(3) 点字版・音声版「岐阜県議会だより」の発行 **視覚**

視覚障がい者のための点字版・音声版（CD・テープ）の「岐阜県議会だより」を発行し、県及び市町村図書館等に送付しています。

問 県庁議会事務局総務課
TEL 058-272-1111（内線 9112）

(4) 視覚障がい者のためのプライベートサービス **視覚**

視覚障がい者の希望する図書・印刷物の対面音訳と点字版・音声版（CD・テープ）・テキスト版等の製作などを行っています。

申 問 視覚障害者生活情報センターぎふ
TEL 058-263-1310

(5) 代読・代筆情報支援 **視覚**

視覚障がい者のために印刷物等の代読・代筆支援を行っています。

申 問 視覚障害者生活情報センターぎふ
TEL 058-263-1310

(6) 拡大教科書等の製作 **視覚**

学校で使用する教科書等を、そのままでは読むことが困難、または読みづらい児童・生徒に対し、拡大教科書等の製作を行っています。

申 問 視覚障害者生活情報センターぎふ
TEL 058-263-1310

(7) 点字ニュース即時提供事業 **視覚**

新聞等の情報をパソコン通信ネットワークを用いて受信し、点字で打ち出しています。その内容は（一社）岐阜県視覚障害者福祉協会、視覚障害者生活情報センターぎふ等で閲覧でき、配布を希望する場合には郵送されます。

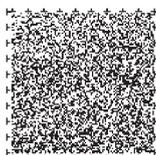
申 問 （一社）岐阜県視覚障害者福祉協会
TEL 058-264-4523

(8) 文字読み上げ・文字拡大・画面配色変換サービス・ユニバーサルデザインフォント **視覚**

岐阜県のホームページでは、視力の弱い方や目が疲れやすい方に対し、快適に閲覧していただけるよう、文字読み上げ・文字拡大・画面配色変換機能を利用していただける設定となっております。

また、一部のパソコンでは、誰にとっても見やすく読みやすいユニバーサルデザインフォントで文章を表示できる設定となっております。

問 県庁情報システム課
TEL 058-272-1111（内線 2735）



2. 聴覚・言語に障がいがある方への情報伝達支援

(1) 手話通訳者の派遣 **聴覚**

聴覚障がいの方が会合や公的機関等に赴く場合に、コミュニケーションの円滑化を図るために手話通訳者を派遣します。

申 問 市役所又は町村役場

(2) 要約筆記奉仕員及び要約筆記者の派遣 **聴覚**

聴覚障がいの方が会合や公的機関等に赴く場合に、コミュニケーションの円滑化を図るために要約筆記者を派遣します。

申 問 市役所又は町村役場

(3) 手話通訳者、要約筆記者の県外への派遣 **聴覚**

聴覚障がい者の方や団体が県外へ赴く場合に、市町村での対応が困難な派遣依頼については、岐阜県聴覚障害者情報センターがコーディネートし、市町村と県による費用負担のもと派遣を行っています。

申 市役所又は町村役場

問 岐阜県聴覚障害者情報センター

TEL 058-213-6786 FAX 275-6066

(4) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業 **盲ろう**

視覚、聴覚の両方に障害を持つ方に対し、通訳・介助及び外出時の付き添い（移動とコミュニケーション支援）を行います。通院、買い物、スポーツ、講演会及び教育など通訳・介助者を派遣します。

問 岐阜盲ろう者友の会

TEL・FAX 058-247-7321（夜間）

(5) 失語症意思疎通支援者の派遣 **聴覚**

言語障害をもつ身体障がい者（失語症者）の方を対象に、日常生活のコミュニケーションの確保及び外出等の支援を行う意思疎通支援者の養成・派遣を行っています。

申 問 岐阜県言語聴覚士会

TEL 0585-45-2220

FAX 0585-45-0188

(6) 聴覚障がい者セミナー **聴覚**

県内にお住いの聴覚障がい者を対象に、職業生活、人間関係、福祉制度などに関する講習を行っています。

申 問 岐阜県聴覚障害者情報センター

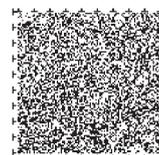
TEL 058-213-6786 FAX 275-6066

(7) 字幕及び手話入りビデオライブラリー **聴覚**

県内にお住いの聴覚障がい者がより気軽に映像情報を楽しめるように字幕および手話入りビデオの閲覧・貸出を行っています。

申 問 岐阜県聴覚障害者情報センター

TEL 058-213-6786 FAX 275-6066



(8) 音声機能障がい者発声訓練 **聴覚**

喉頭を摘出し、発声機能を喪失した方に対して、発声訓練を行っています。

申 問 岐阜陸声会 陸声会事務局
TEL・FAX 058-240-7641

(9) 岐阜県聴覚障害者情報センター **聴覚**

聴覚に障がいのある方の社会参加を支援する拠点施設で、聴覚障がいの生活上の悩みや困り事などの相談窓口の設置、字幕や手話映像入りビデオの貸し出し、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、聴覚障がい者への理解を深めるため学校や地域で手話等の広報活動等を行っています。

問 岐阜県聴覚障害者情報センター
TEL 058-213-6786 FAX 275-6066

(10) 県政広報テレビ番組の手話通訳 **聴覚**

聴覚障がい者の方が、番組の内容を円滑に理解できるようにするために、手話通訳映像を導入しています。

問 県庁広報課
TEL 058-272-1115 (直通)

(11) 知事記者会見の手話通訳 **聴覚**

知事記者会見の手話通訳付き動画の配信を行っています。

問 県庁広報課
TEL 058-272-1116 (直通)

(12) 県議会本会議の手話通訳 **聴覚**

聴覚障がい者の方が県議会本会議を傍聴される場合に、手話通訳を行っています。

問 県庁議会事務局総務課
TEL 058-272-1111 (内線 9112)

(13) 県議会本会議中継の手話通訳 **聴覚**

県議会本会議の手話通訳付き動画の配信を行っています。

問 県庁議会事務局議事調査課
TEL 058-272-1111 (内線 9134)

(14) 119 番緊急通報手段 **聴覚**

聴覚・言語機能障がいの方が、音声以外の 119 番緊急通報をするには次の方法があります。

利用方法については、県内各消防本部によって方法が異なりますので、詳しくはお住いの消防本部へお問い合わせいただくか、各消防本部のホームページをご覧ください。

① Net119 (ネット 119)

スマートフォン、タブレット等により Web サイトから消防へ緊急通報ができます。

②メール 119

携帯電話のメール機能により消防へ緊急通報ができます。

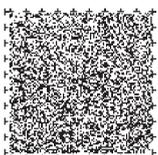
③ FAX 119 (ファックス 119)

自宅等の FAX から 119 番をダイヤルし消防へ緊急通報ができます。

(15) 110 番アプリシステム **聴覚**

聴覚や言語機能に障がいがある方など、音声による 110 番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、音声によらずに文字や画像で警察へ通報することが可能なシステムです。

問 岐阜県警察本部地域部通信指令
TEL 058-272-2424



3. その他の情報伝達支援

(1) 青い鳥郵便葉書の無償配布 **身体 知的**

日本郵便株式会社は、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、重度の身体障がい者（1級または2級の方）及び重度の知的障がい者（療育手帳に「A」又は「1度、2度」と表記されている方）の方で希望される方に、青い鳥をデザインした専用封筒に、

- ・通常葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入りに限ります）
- ・通常葉書 胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙に限ります）

のうち一券種をお入れして無償で差し上げます。

申出受付期間は毎年4月1日から5月31日まで、配布枚数は1人につき20枚です。

問 各郵便局

(2) 図書館サービス（岐阜県図書館） **身体 知的**

●全ての方に共通

- ・利用者登録をしてください。障害者手帳・療育手帳・傷病者手帳・その他障がいの状態を示す証明書・文書を持参の上、岐阜県図書館までお越しください。来館できない方は、電話、e-mail、FAXなどでも申し込めます。
- ・本に関する問い合わせや、調べもののお手伝い（レファレンスサービス）も受け付けています。
- ・ご家族などによる代理貸出ができます。

●体の不自由な方へのサービス

対象：県内在住で、以下のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の交付を受け等級が1・2級の方
- ②療育手帳の交付を受け程度がAの方

内容：一般図書・雑誌などの図書資料、当館所蔵のAV資料（CD・DVD等）の郵送での貸出・返却を無償で行います。貸出期間は郵送に要する期間も含めて30日間です。

（他館から借用した資料は、貸出期間が短くなる場合があります。）

●目の不自由な方へのサービス

対象：県内在住で、視覚障がい者として身体障害者手帳の交付を受けている方

内容：・対面読書サービスとして、ご希望の資料を岐阜県図書館対面読書室においてお読みします。また、オンラインでの対面読書も行っています。

- ・一般図書・雑誌などの図書資料、当館所蔵のAV資料（CD・DVD等）の郵送での貸出・返却を無償で行います。
- ・録音（DAISY）・点字資料（他館からの借用も含む）の郵送での貸出・返却を無償で行います。
- ・貸出期間は郵送に要する期間も含めて30日間です。

（他館から借用した資料は、貸出期間が短くなる場合があります。）

●耳の不自由な方へのサービス

対象：県内在住で、聴覚障がい者として身体障害者手帳の交付を受けている方

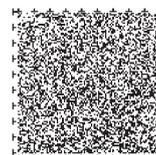
内容：岐阜県図書館が所蔵する字幕付き映像資料（DVD）のリストを無償で提供します。

●その他の障がいがある方へのサービス

対象：県内在住で、肢体障がい、精神障がい、知的障がい、内部障がい、発達障がい、一過性の障がい、寝たきりの状態、入院患者、その他図書館が認めた障がいのある方

内容：「身体、目、耳の不自由な方へのサービス」に準じますが、無償での郵送貸出・返却はできません。

申 問 岐阜県図書館 サービス課 調査相談係
〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1
TEL 058-275-5111（内線331）
FAX 058-275-5115
E-mail：library@library.pref.gifu.jp



(3) 美術館サービス（岐阜県美術館） **身体**

●目の不自由な方へのサービス

視覚障がい者の方は、所蔵品展示の一部を手でさわって鑑賞することができます。その際、職員が鑑賞のガイドを行います。

また、視覚障がい者のための「所蔵品鑑賞ガイドブック」を希望者に配布します。ガイドブックでは、彫刻を手で鑑賞する例、話を聞きながら絵画を鑑賞する例を取り上げて、鑑賞の手引きとしています。解説の文章は点字と拡大文字で記され、作品のかたちは盛り上げ図版と写真で示されています。

※来館日時を事前にご連絡ください。詳細は下記までお問い合わせください。

中 問 岐阜県美術館

〒 500-8368 岐阜市宇佐 4-1-22

TEL 058-271-1313 FAX 058-271-1315

(4) 点字による投票等 **視覚**

選挙の際、目の不自由な選挙人は、点字による投票をすることができます。

点字による投票を希望される方は、投票所の受付で、点字で投票をしたいことを申し出てください。投票に当たっては、点字投票である旨の表示のある投票用紙が交付されますので、その用紙で投票してください。点字器は各投票所に用意されています。

また、国政選挙、県知事選挙及び県議会議員選挙の選挙公報については、その点訳版や音声版などの配布も行っています。

問 市町村選挙管理委員会又は岐阜県選挙管理委員会

(5) 広報へのユニバーサルデザインフォントの導入 **視覚**

毎月発行する「岐阜県広報」の紙面に、多くの人にとって読みやすいことを目的に作られたユニバーサルデザインフォントを導入しています。

問 県庁広報課

TEL 058-272-1115（直通）

